

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月14日
【計算期間】	第8期中（自 2025年12月17日 至 2026年6月16日）
【ファンド名】	モルガン・スタンレー社債／マルチアセット運用戦略ファンド2018-12
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐 藤 孝 明
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	長坂 裕美
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2026年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	817	99.50
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	4	0.50
合計（純資産総額）	—	821	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年6月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位:百万円）	純資産総額 （分配付） （単位:百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位:円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位:円）
第1期 計算期間 （2019年12月16日現在）	2,119	2,162	1.0425	1.0635
第2期 計算期間 （2020年12月16日現在）	1,985	2,005	1.0640	1.0749
第3期 計算期間 （2021年12月16日現在）	1,541	1,552	1.0299	1.0373
第4期 計算期間 （2022年12月16日現在）	1,255	1,256	0.9503	0.9513
第5期 計算期間 （2023年12月18日現在）	1,180	1,181	0.9746	0.9755
第6期 計算期間 （2024年12月16日現在）	1,082	1,083	0.9780	0.9788
2025年6月末日	1,034	—	0.9710	—
2025年7月末日	1,026	—	0.9736	—
2025年8月末日	1,015	—	0.9727	—
2025年9月末日	994	—	0.9735	—
2025年10月末日	958	—	0.9745	—
2025年11月末日	922	—	0.9712	—
第7期 計算期間 （2025年12月16日現在）	910	911	0.9689	0.9695
2025年12月末日	902	—	0.9684	—
2026年1月末日	855	—	0.9666	—
2026年2月末日	850	—	0.9673	—
2026年3月末日	839	—	0.9616	—
2026年4月末日	824	—	0.9620	—
2026年5月末日	827	—	0.9661	—
2026年6月末日	821	—	0.9674	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2019年12月16日）	0.0210
第2期 計算期間（2020年12月16日）	0.0109
第3期 計算期間（2021年12月16日）	0.0074
第4期 計算期間（2022年12月16日）	0.0010
第5期 計算期間（2023年12月18日）	0.0009
第6期 計算期間（2024年12月16日）	0.0008
第7期 計算期間（2025年12月16日）	0.0006

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2018年12月17日 ～ 2019年12月16日）	6.35
第2期 計算期間（2019年12月17日 ～ 2020年12月16日）	3.11
第3期 計算期間（2020年12月17日 ～ 2021年12月16日）	△2.51
第4期 計算期間（2021年12月17日 ～ 2022年12月16日）	△7.63
第5期 計算期間（2022年12月17日 ～ 2023年12月18日）	2.65
第6期 計算期間（2023年12月19日 ～ 2024年12月16日）	0.43
第7期 計算期間（2024年12月17日 ～ 2025年12月16日）	△0.87
第8期 計算期間中（2025年12月17日 ～ 2026年6月30日）	△0.15

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第8期計算期間中については2026年6月30日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2018年12月17日 ～ 2019年12月16日）	2,515,439,951	482,947,259
第2期 計算期間（2019年12月17日 ～ 2020年12月16日）	—	167,092,271
第3期 計算期間（2020年12月17日 ～ 2021年12月16日）	—	369,026,418
第4期 計算期間（2021年12月17日 ～ 2022年12月16日）	—	175,833,002
第5期 計算期間（2022年12月17日 ～ 2023年12月18日）	—	109,641,641
第6期 計算期間（2023年12月19日 ～ 2024年12月16日）	—	104,124,057
第7期 計算期間（2024年12月17日 ～ 2025年12月16日）	—	167,381,219
第8期 計算期間中（2025年12月17日 ～ 2026年6月30日）	—	90,370,371

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第8期中間計算期間(2025年12月17日から2026年6月16日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

モルガン・スタンレー社債／マルチアセット運用戦略ファンド2018-12

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2025年12月16日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,455,730	5,906,489
社債券	902,407,770	816,668,160
未収入金	1,349,600	—
未収利息	228	113
流動資産合計	922,213,328	822,574,762
資産合計	922,213,328	822,574,762
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	563,636	—
未払解約金	9,553,819	—
未払受託者報酬	104,802	93,231
未払委託者報酬	1,695,449	1,508,295
その他未払費用	71,166	60,660
流動負債合計	11,988,872	1,662,186
負債合計	11,988,872	1,662,186
純資産の部		
元本等		
元本	939,394,084	849,023,713
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△29,169,628	△28,111,137
元本等合計	910,224,456	820,912,576
純資産合計	910,224,456	820,912,576
負債純資産合計	922,213,328	822,574,762

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期中間計算期間 （自 2024年12月17日 至 2025年6月16日）	第8期中間計算期間 （自 2025年12月17日 至 2026年6月16日）
営業収益		
受取利息	14,931	26,234
有価証券売買等損益	△5,094,360	△628,170
その他収益	392,776	360,311
営業収益合計	△4,686,653	△241,625
営業費用		
受託者報酬	120,103	96,754
委託者報酬	1,942,981	1,565,433
その他費用	302,130	346,158
営業費用合計	2,365,214	2,008,345
営業利益	△7,051,867	△2,249,970
経常利益	△7,051,867	△2,249,970
中間純利益	△7,051,867	△2,249,970
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△24,373,001	△29,169,628
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,402,451	3,308,461
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,402,451	3,308,461
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△30,022,417	△28,111,137

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 (2025年12月16日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月16日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 939,394,084口	1 中間計算期間の末日における受益権の総数 849,023,713口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 29,169,628円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 28,111,137円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9689円 (1万口当たり純資産額 9,689円)	3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9669円 (1万口当たり純資産額 9,669円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第7期 (2025年12月16日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月16日現在)
1 中間貸借対照表（又は貸借対照表）計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表（又は貸借対照表）の科目ごとの時価の算定方法	社債券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第7期 （自 2024年12月17日 至 2025年12月16日）	第8期中間計算期間 （自 2025年12月17日 至 2026年6月16日）
設定年月日		2018年12月17日	2018年12月17日
設定元本額		2,515,439,951 円	2,515,439,951 円
期首元本額		1,106,775,303 円	939,394,084 円
元本残存率		37.35 %	33.75 %

2 デリバティブ取引関係

第7期（自 2024年12月17日 至 2025年12月16日）

該当事項はありません。

第8期中間計算期間（自 2025年12月17日 至 2026年6月16日）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2026年6月末日現在の資本金の額 11億円
会社が発行する株式の総数 2,294,100株
発行済株式総数 1,082,500株
過去5年間ににおける資本金の額の増減 該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年6月末日現在、216本であり、その純資産総額の合計は756,196百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	98本	364,270百万円
単位型株式投資信託	73本	266,782百万円
単位型公社債投資信託	45本	125,144百万円
合計	216本	756,196百万円

（３）【その他】

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2025年３月31日現在)		当事業年度 (2026年３月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金・預金			5,454,528		5,584,526
2. 前払費用			69,182		97,167
3. 未収委託者報酬			756,629		592,108
4. 未収運用受託報酬			489,494		583,837
5. その他			28,812		26,416
流動資産計			6,798,648		6,884,056
II 固定資産					
1. 有形固定資産			100,183		132,005
(1) 建物	※ 1	53,959		49,166	
(2) 器具備品	※ 1	46,174		82,794	
(3) その他	※ 1	50		44	
2. 無形固定資産			51,975		45,726
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		40,444		25,663	
(3) ソフトウェア仮勘定		8,668		17,200	
3. 投資その他の資産			412,303		405,410
(1) 投資有価証券		41,389		32,446	
(2) 長期差入保証金		89,090		87,326	
(3) 繰延税金資産		237,131		226,927	
(4) 長期前払費用		44,692		58,710	
固定資産計			564,462		583,141
資産合計			7,363,110		7,467,198

		前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			1,562		7,910
2. 未払金			301,446		255,664
(1) 未払収益分配金		2,752		3,292	
(2) 未払償還金		2		—	
(3) 未払手数料		238,844		202,839	
(4) その他未払金		59,847		49,531	
3. 未払費用			409,819		393,359
4. 未払法人税等			99,440		71,245
5. 未払消費税等			64,603		36,914
6. 賞与引当金			262,025		267,660
7. 役員賞与引当金			9,000		5,000
流動負債計			1,147,897		1,037,753
II 固定負債					
1. 退職給付引当金			470,763		436,450
2. 役員退職慰労引当金			12,325		3,400
固定負債計			483,088		439,850
負債合計			1,630,985		1,477,603
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			4,353,829		4,611,756
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		1,041,039		1,298,966	
株主資本計			5,731,497		5,989,424
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価 差額金			627		170
評価・換算差額等計			627		170
純資産合計			5,732,125		5,989,594
負債・純資産合計			7,363,110		7,467,198

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益					
1. 委託者報酬			3,919,250		3,330,170
2. 運用受託報酬			1,854,086		2,401,081
3. 投資助言報酬			10,000		10,000
4. その他営業収益			30,931		17,660
営業収益計			5,814,269		5,758,913
II 営業費用					
1. 支払手数料			1,379,158		1,200,807
2. 広告宣伝費			1,056		3,122
3. 調査費			1,581,027		1,541,300
(1) 調査費		80,482		98,647	
(2) 委託調査費		997,135		898,624	
(3) 情報機器関連費		502,485		543,104	
(4) 図書費		923		923	
4. 委託計算費			201,819		188,951
5. 営業雑経費			89,830		81,557
(1) 通信費		7,532		8,534	
(2) 印刷費		71,381		61,375	
(3) 協会費		5,768		6,365	
(4) 諸会費		5,147		5,280	
営業費用計			3,252,891		3,015,739
III 一般管理費					
1. 給料			1,315,383		1,306,659
(1) 役員報酬		52,212		40,306	
(2) 給料・手当		1,176,113		1,172,342	
(3) 賞与		87,058		94,011	
2. 法定福利費			224,762		221,430
3. 退職金			2,718		5,559
4. 福利厚生費			4,986		5,012
5. 交際費			470		759
6. 旅費交通費			8,207		10,702
7. 事務委託費			101,257		136,787
8. 租税公課			74,403		71,739
9. 不動産賃借料			165,478		165,478
10. 退職給付費用			58,910		54,163
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,700		1,575
12. 賞与引当金繰入			262,025		267,660
13. 役員賞与引当金繰入			9,000		5,000
14. 固定資産減価償却費			44,996		62,225
15. 諸経費			51,609		58,098
一般管理費計			2,326,910		2,372,851
営業利益			234,466		370,322

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益					
1. 受取配当金			983		981
2. 受取利息			1,712		7,164
3. 助成金収入			500		—
4. 時効成立分配金・償還金			856		766
5. 雑収入			539		2,027
営業外収益計			4,591		10,940
V営業外費用					
1. 為替差損			1,886		7,613
2. 損失補填金			478		—
3. 雑損失			2		171
営業外費用計			2,367		7,784
経常利益			236,690		373,478
VI特別利益					
1. 投資有価証券売却益			25,145		1,362
特別利益計			25,145		1,362
VII特別損失					
1. 投資有価証券評価損			2,332		—
2. 投資有価証券売却損			132		1,071
特別損失計			2,465		1,071
税引前当期純利益			259,370		373,769
法人税、住民税及び事業税			97,144		105,439
法人税等調整額			△30,997		10,403
当期純利益			193,223		257,926

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当期変動額								
当期純利益						193,223	193,223	193,223
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	193,223	193,223	193,223
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,041,039	4,353,829	5,731,497

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当期変動額			
当期純利益			193,223
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 10,607	△ 10,607	△ 10,607
当期変動額合計	△ 10,607	△ 10,607	182,616
当期末残高	627	627	5,732,125

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,041,039	4,353,829	5,731,497
当期変動額								
当期純利益						257,926	257,926	257,926
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	257,926	257,926	257,926
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,298,966	4,611,756	5,989,424

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	627	627	5,732,125
当期変動額			
当期純利益			257,926
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 457	△ 457	△ 457
当期変動額合計	△ 457	△ 457	257,469
当期末残高	170	170	5,989,594

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（3）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中です。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

（1）概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 88,203千円 器具備品 145,733千円 その他 846千円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 93,794千円 器具備品 173,640千円 その他 852千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月19日開催の第46期定時株主総会において、次のとおり決議する予定です。

- 1) 配当金の総額 2,500,575円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 2.31円
- 4) 基準日 2026年3月31日
- 5) 効力発生日 2026年6月22日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めております。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2025年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	11,189	11,189	—
資産計	11,189	11,189	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金・預金	5,454,528	—	—
未収委託者報酬	756,629	—	—
未収運用受託報酬	489,494	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	9,994	1,194	—
合計	6,710,647	1,194	—

当事業年度（2026年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	2,246	2,246	—
資産計	2,246	2,246	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金・預金	5,584,526	—	—
未収委託者報酬	592,108	—	—
未収運用受託報酬	583,837	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	—	1,346	900
合計	6,760,472	1,346	900

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2025年3月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	11,189	—	11,189
資産計	—	11,189	—	11,189

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	2,246	—	2,246
資産計	—	2,246	—	2,246

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2025年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は52,645千円であり、売却益の合計額は25,145千円、売却損の合計額は132千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）その他	5,560	4,442	1,117
	小計	5,560	4,442	1,117
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）その他	5,628	5,841	△213
	小計	5,628	5,841	△213
合計		11,189	10,284	904

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について2,332千円（その他有価証券の投資信託2,332千円）減損処理を行っております。

当事業年度（2026年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は16,156千円であり、売却益の合計額は1,362千円、売却損の合計額は1,071千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）その他	1,346	997	348
	小計	1,346	997	348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）その他	900	1,000	△100
	小計	900	1,000	△100
合計		2,246	1,997	248

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1. 委託者報酬	3,919,250	3,330,170
2. 運用受託報酬	1,854,086	2,401,081
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	30,931	17,660
合計	5,814,269	5,758,913

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	458,579千円
退職給付費用	40,956千円
退職給付の支払額	△28,772千円
退職給付引当金の期末残高	470,763千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	470,763千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	470,763千円

退職給付引当金	470,763千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	470,763千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,420千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,489千円
--------------	----------

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	470,763千円
退職給付費用	36,869千円
退職給付の支払額	△71,182千円
退職給付引当金の期末残高	436,450千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	436,450千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	436,450千円

退職給付引当金	436,450千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	436,450千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 45,786千円

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 8,377千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金（注1）	3,226	—
賞与引当金	80,232	84,366
未払社会保険料	13,143	13,495
未払事業税	6,751	6,593
退職給付引当金	151,874	138,640
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,504	15,504
その他	25,431	26,897
小計	296,163	285,496
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△249	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△58,505	△58,491
評価性引当額小計	△58,754	△58,491
繰延税金資産計	237,408	227,005
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	277	78
繰延税金負債計	277	78
繰延税金資産の純額	237,131	226,927

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	—	—	3,226	3,226
評価性引当額	—	—	△249	△249
繰延税金資産	—	—	2,977	2,977

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金3,226千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産2,977千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2025年3月31日）		当事業年度（2026年3月31日）	
法定実効税率 （調整）	30.6 %	法定実効税率 （調整）	— %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	— %
住民税均等割	1.0 %	住民税均等割	— %
評価性引当額の増減	△5.7 %	評価性引当額の増減	— %
所得税額控除	0.2 %	所得税額控除	— %
その他	△1.5 %	その他	— %
税効果会計適用後の法人税率の負担率	25.5 %	税効果会計適用後の法人税率の負担率	— %

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）	
顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	946,430

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）	
顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	1,064,555

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホール ディングス	東京都 中央区	2,071	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	1,018	未払金	1,018

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額です。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホール ディングス	東京都 中央区	2,071	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	675	未払金	675

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額です。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	1,100	生命 保険業	—	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約 (*)	902,619	未収 運用受 託報酬	284,245

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	1,100	生命 保険業	—	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約 (*)	1,063,480	未収 運用受 託報酬	293,716
親会社の子会社	太陽生命 保険(株)	東京都 中央区	625	生命 保険業	—	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	340,092	未収 運用受 託報酬	137,450

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,295.26円	1株当たり純資産額	5,533.11円
1株当たり当期純利益	178.49円	1株当たり当期純利益	238.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	193,223	当期純利益（千円）	257,926
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	193,223	普通株式に係る当期純利益（千円）	257,926
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,082	普通株式の期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月28日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 増田 美千子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー社債／マルチアセット運用戦略ファンド2018-12の2025年12月17日から2026年6月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、モルガン・スタンレー社債／マルチアセット運用戦略ファンド2018-12の2026年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月17日から2026年6月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。